

東京都食品安全条例に基づく「食品安全推進計画」について

1 食品安全推進計画の必要性

本年3月、都では、東京都食品安全条例を制定し、食品の安全確保に向けた方向性を明示した。

本条例の施行にともない、自主回収報告制度など都独自の施策をはじめ、関係各局において本条例の趣旨を踏まえた様々な取組を進めているが、今後、こうした食品の安全確保に関する施策をより総合的・計画的に推進するための「計画」が必要となっている。

2 食品安全推進計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

都における食品の安全確保施策を総合的・計画的に推進するため、食品安全条例第7条に基づき知事が策定する計画

(2) 計画で定める事項

食品の生産から消費に至る行程(フードチェーン)の各段階において、食品の安全確保のために都が進める施策について「総合的な施策の体系」及び「その中期的な方向」

食品の安全確保において都が重点的に取組むべき事項

【参考】

食品安全条例第7条第2項

推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食品の安全の確保に関する施策の方向
- 二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する重要事項

食品衛生調査会答申(平成15年11月)

「食品安全推進計画」については、食品の生産から消費に至る各段階での都の対策について、総合的な体系と中期的な計画を都民に示すものとする必要がある。

3 計画策定にあたっての手続き等

(1) 計画策定の手続き(食品安全条例第7条第3項及び第4項)

- ・都民及び事業者の意見反映に必要な措置を講ずること
- ・あらかじめ東京都食品安全審議会の意見を聴くこと

(2) 計画の公表(食品安全条例第7条第5項及び第6項)

- ・計画を定めたときは、遅滞なく公表
- ・また、計画に基づく施策の実施状況についても公表